


所管部課	子育て支援部保育課	部長	吉沢 寿子		
件名	東大和市保育の利用に関する規則の一部を改正する規則について				
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市東大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例			
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>(1) 改正理由</p> <p>①子ども・子育て支援法の一部改正により関係政令等が改正されたこと</p> <p>②東大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を改正したこと</p> <p>以上の理由により、文言の整理を行う必要が生じたため、一部改正を行うものある。</p> <p>(2) 改正内容</p> <p>本規則中第3条第1項第2号中「第1条」を「第1条の5」に、同条第2項中「第8条」を「第8条第1項」に改める等所要の文言整理を行う。</p> <p>(3) 施行日</p> <p>令和元年10月1日からとする。ただし、第3条第2項及び第6条第5項の改正規定は、公布の日からとする。</p> <p>(4) 影響及び効果</p> <p>条例等の規定に沿った適切な事務の執行が可能となる。</p>					
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>文書課において審査済み</p>					
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p> <p>特になし</p>					
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議における審議終了後、速やかに起案の事務を進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。